

クレーン特別教育の開催について(ご案内)
(吊り上げ荷重5トン未満のクレーン運転)
※移動式クレーンは対象になりません

クレーン等安全規則第21条により吊り上げ荷重5トン未満のクレーン運転に労働者を就かせるときは、特別教育(学科9時間以上、実技4時間以上)を行わなければならないことになっています。

当協会佐伯支部では、この特別教育を下記のとおり実施いたしますので、この機会に是非受講されますようご案内申し上げます。

記

1 日時・場所

	講習日	時間	場所	受付開始時間
学 科	平成30年11月20日(火)	8:30~17:00	大分県立佐伯高等技術専門学校 (佐伯市西浜8-31)	8:20~
	21日(水)	8:30~11:10		
実 技	11月21日(水)	11:15~16:30	大分県立佐伯高等技術専門学校 (佐伯市西浜8-31)	

※ 規定教育時間を受講した方が、教育修了者となり、修了証が交付されます。

遅刻、途中退場、欠席した場合は修了できませんので、ご注意ください。

2 受講料等(税込)

会 員			非会員		
受講料	テキスト代	合計	受講料	テキスト代	合計
11,880円	1,645円	13,525円	14,580円	1,645円	16,225円

3 定 員 20名(定員に達し次第締め切らせていただきます)

4 申込手続

締 切 日	平成30年11月6日(火)
申 込 先	〒876-0815 佐伯市野岡町1丁目4-19 広瀬ビル2階 (一社)大分県労働基準協会 佐伯支部 電話 0972-22-5080 FAX 0972-22-5087
申 込 方 法	電話予約後、所定の受講申込書を佐伯支部まで送付ください。受講申込書は支部に常備しています。(大分県労働基準協会のホームページからも取得できます。)
受 講 料 テキスト代	講習開始7日前までに、現金を当支部までお持ちいただくか、次の銀行口座に振込みをお願いします。 大分銀行佐伯支店 普通1490552 名義 (社)大分県労働基準協会佐伯支部
修 了 証	修了証等は、 <u>事業主</u> (個人で受講の方は本人)あてに、簡易書留で郵送しますので、事業所住所・事業所名(個人で受講の方は、本人の住所・氏名)を明記し、郵送料392円分の切手を貼った定形郵便用封筒を添えてお申込みください。 ※複数人受講の場合は、次のように郵送料が変わります。 (2名~5名まで 402円 ・ 6名~15名まで 450円)

5 その他

- ① 受講者が少人数の場合や天候等の事情により、中止、延期、時間の変更等を行うことがあります。
- ② 納入された受講料等は払い戻しいたしませんので、代わりの方の受講をお願いいたします。
- ③ 受講される方の氏名・生年月日等の個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、他の目的では使用いたしません。
- ④ 建設事業主等に対する助成金(人材開発支援助成金)制度は当協会では手続きできません。利用するためには、事業主が事前に労働局へ計画届を提出する必要があります。(提出に必要な時間割を希望される事業所は、講習開始日3週間以上前までに、当支部にお申し出ください。)